

契約の締結について

燕市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年燕市条例第57号）第2条の規定に基づき、次のとおり分水公民館大規模改修工事（機械設備）の請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 6 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

契 約 名	分水公民館大規模改修工事（機械設備）
契 約 金 額	一金 291,500,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 26,500,000 円）
契 約 の 相 手 方	繁原・ヨシダ分水公民館大規模改修機械設備特定共同企業体 代表 新潟県燕市杉柳127番地1 株式会社繁原設備工業 代表取締役 繁原 貴雄